

いじめ防止基本方針 (R5 改訂版 Ver.2)

北海道帯広盲学校

北海道帯広盲学校は、「いじめ防止対策促進法」及び「北海道いじめの防止等に関する条例」、「北海道いじめ防止基本方針」と「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン（R5）」に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を以下に定めます。

【いじめ防止基本方針】

(1) いじめの定義

「いじめ」とは「本校幼児児童生徒に対して、当該幼児児童生徒と一定の人的関係にある他の幼児児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となっている幼児児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義します。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、幼児児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの幼児児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に幼児児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする。
- 「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在していることが明らかとなっている。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、幼児児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての幼児児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、幼児児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も幼児児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから幼児児童生徒を守り通すことは難しい。
- そのため、幼児児童生徒の発達段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめ防止等のための対策の基本理念

本校は、全ての教職員・保護者・幼児児童生徒が「いじめは、どの子どもも、被害者にも加害者にもなり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定めます。

- ア 本校に学ぶ子どもたちが、安全・安心な環境の中で健やかに成長できるよう、いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくりを推進します。
- イ 家庭や地域と一体となって、子どもたちの人権意識を高め、共生的な社会の一員として自他の生命を大切にし、思いやりのある豊かな心を育てることを目指します。
- ウ いじめ（疑いを含む）見逃しゼロを目指し、担任や担当者が一人で抱え込むことがないように、校内委員会を中心とし、組織的に対応します。
- エ いじめの報告や予兆が認められた場合には、被害幼児児童生徒の安全確保を何よりも優先し、解消に向けて迅速に対処します。

(5) いじめ防止基本方針の扱い

いじめ防止基本方針と付随する「いじめ防止プログラム」等の扱いは、次のとおりとする。

ア 公表・説明

年度当初の説明会において、全保護者に説明し配布するほか、速やかに公式ホームページに掲載する。幼児児童生徒に対しても、個々の実態に応じて配布もしくは説明を行う。修正もしくは改訂を行なった場合、速やかに保護者に配布し、速やかに公式ホームページに掲載する。

イ 点検・見直し

年度当初の校内委員会において、点検・見直しを行う。また、修正の必要が生じた場合、年度内においても修正を行う。

ウ 評価・意見聴取

全保護者及び児童生徒会代表、学校運営協議会委員（地域住民）から意見聴取を行う。意見は通年受け付ける。学校評価にて、教職員と保護者、学校運営協議会委員より評価を受ける。意見や評価をもとに、点検・見直しを行う。（PDCA サイクルの実施）

エ 教職員の研修

基本方針の他、法令や事例をもとに教職員の責務を深く理解し、適切に対応できるようにする。研修は職員会議内で行う。4月（基本方針等）、及び11月（事例検討等）の2回実施を基本とし、必要に応じて追加実施する。

【いじめ防止及び解消に向けた対応等のための組織】

本校はいじめ防止及び解消に向けた対応等のための組織（学校いじめ対策組織）として、次の委員会を組織します。

(1) 校内委員会

委員長 校長

委員 教頭、小学部主事、中学部主事、生徒指導主事、寮務主任、
専任コーディネーター（専CO）、コーディネーター（CO）、
舎務研修部長、養護教諭、スクールカウンセラー（SC 巡回派遣）

※必要に応じて、担任等の関係職員の出席の他、PTA 会長、学校医にも意見を求める。

(2) 校内委員会の役割

- ア 本校におけるいじめの相談や通報の窓口とする。
- イ いじめ防止に向けた組織的な取組を推進する。
- ウ 児童生徒の状況の把握(アンケート等)を行う。
- エ 教職員研修の実施に関する業務を行う。

- オ 定例及び臨時の委員会を実施し、いじめ防止基本方針及びいじめ防止プログラムの点検と改善を行う。
- カ いじめ（疑いを含む）の報告を速やかに受理し、緊急会議を招集し、事実関係の情報収集と記録、分析を行う。
- キ いじめ対処方針を策定し、教職員への共有を行い、いじめ解消に向けた対応を指揮する。
- ク 専門家（校内委員会委員であるスクールカウンセラー、外部専門家）と連携し、状況を多角的にアセスメントする。
- ケ 委員会及びケース会議の会議録、いじめアンケート(原本)、相談記録の整備、保存を規則に則り行う。

【いじめの未然防止等に関する取組】

(1) 発達支持的生徒指導

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的な取組が求められる。幼児児童生徒に対しては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。これらを踏まえた「いじめ防止プログラム」を作成する。

いじめ防止プログラムの策定には、PTA 役員、児童生徒会代表、学校運営協議会委員等にも意見を求める。

ア 幼児児童生徒が自己有用感や自己肯定感等を高める取組

- (ア) 一人一人に応じた授業づくり
- (イ) 係活動の充実

イ 人間関係を形成する力の育成や社会性の発達を支援する取組

- (ア) ホームルーム活動・児童生徒会活動における、望ましい人間関係を形成する力の育成
- (イ) 学習規律の確立

ウ 人権に関する教育の一層の充実

- (ア) 個々の障がいや特性、異なる言語・文化への理解
- (イ) 多様な背景（家族や家庭環境、性的マイノリティー等）の理解

エ 社会性や規範意識を育む教育活動

- (ア) 規範意識や倫理感、命を大切にする心や思いやりの心の育成
- (イ) 地域の住民と連携して行うボランティア活動、体験活動等の充実

エ 教育相談の充実

- (ア) 幼児児童生徒が相談したい相手を選択できる教育相談
- (イ) 校内教職員その他、スクールカウンセラーによる教育相談

(2) 課題未然防止教育に関する取組

児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動の推進

- (ア) いじめ防止基本方針の理解
- (イ) 児童生徒会を中心とした、いじめ防止の呼びかけ
- (ウ) SOS の出し方に関する教育
- (エ) 「情報」におけるモラル教育の充実

(3) 課題早期発見対応による取組

保護者、地域との連携

- (ア) いじめの認知件数の周知
- (イ) 子ども相談支援センターについての周知
- (ウ) 参観や学校公開により積極的に校内の様子を公開

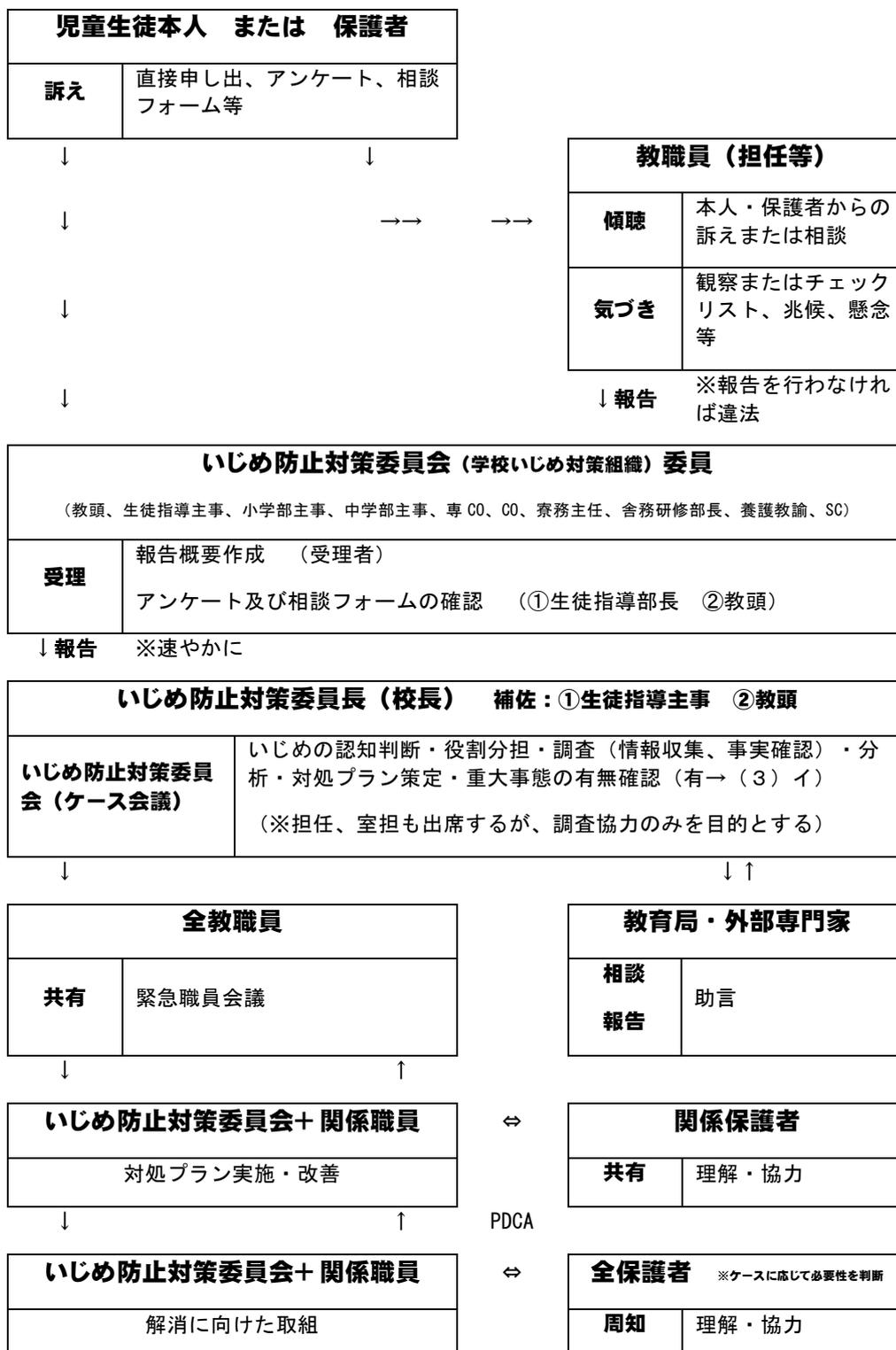
(4) 困難課題対応的生徒指導による取組

関係機関との連絡体制の構築

- (ア) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの緊急派遣要請
- (イ) 道教委「外部専門家チーム」「いじめ問題『緊急支援チーム』」への協力要請
- (ウ) 犯罪行為の可能性があるケースの場合、警察に相談
- (エ) 外部専門家を活用した生徒指導やいじめ対応に関する研修の実施（防犯講習など）

【いじめの早期発見と対処マニュアル】

(1) 対応の流れ



ア 情報収集

- 教職員によるきめ細かな観察と気づきの共有
- 幼児児童生徒からの相談・訴え
- アンケートの実施（6月、11月）
- 早期発見のためのチェックリストの活用

イ 情報の整理・分析・共有

- 報告経路の明示、報告の徹底、職員会議での情報共有

(2) 各対応の要点

ア 幼児児童生徒への対応

(ア) いじめを受けている幼児児童生徒への対応

いじめを受けている幼児児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている幼児児童生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアをする。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。

(イ) いじめを行っている幼児児童生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめを行っている幼児児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめを受けている幼児児童生徒の苦痛に気付けるようにする。

- ・ 今後の生き方を考えられるようにする。

イ 関係集団への対応

被害・加害幼児児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・ 自分の問題として捉えられるようにする。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

ウ 保護者への対応

(ア) いじめを受けている幼児児童生徒の保護者に対して

相談を受けたケースに対しては、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・ 傾聴を心掛ける。
- ・ 保護者の心情を受け止め、最大限の理解を表すよう努める。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

(イ) いじめを行っている幼児児童生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ 幼児児童生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・ 行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。
- ・ 保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

(ウ) 保護者同士が対立する場合等

必要に応じて、教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
- ・ 対応者を十分に検討して対応に当たる。
- ・ 教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

エ 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

(ア) 教育局との連携

- ・ 関係幼児児童生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言
- ・ 関係機関との調整

(イ) 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害がある場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

(ウ) 福祉関係との連携

- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での幼児児童生徒の生活・環境の状況把握

(エ) 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)
- ・ 精神症状についての治療・指導・助言

オ ネットいじめへの対応

(ア) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の幼児児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の幼児児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の幼児児童生徒の個人情報に掲載するなどネットいじめであり、犯罪行為である。

(イ) ネットいじめの予防

a 保護者への啓発

- ・ フィルタリング
- ・ 保護者の見守り

b 情報教育の充実

- ・ 学級活動における情報モラル教育の充実

c 教職員の研修

- ・ 防犯講話（講習）の実施

(ウ) ネットいじめへの対処

a ネットいじめの把握

- ・ 保護者からの訴え
- ・ 閲覧者からの情報
- ・ ネットパトロール

b 不当な書き込みへの対処

- ・ 内容の確認
- ・ 内容の記録・保存
- ・ 教育局及び警察への相談
- ・ 運用業者への削除要請

(3) 重大事態への対応

いじめの重大事態については、「北海道いじめ防止基本方針」や国の「いじめの重大事態に関するガイドライン」により速やかに対応する。

ア 重大事態とは

(ア) 幼児児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

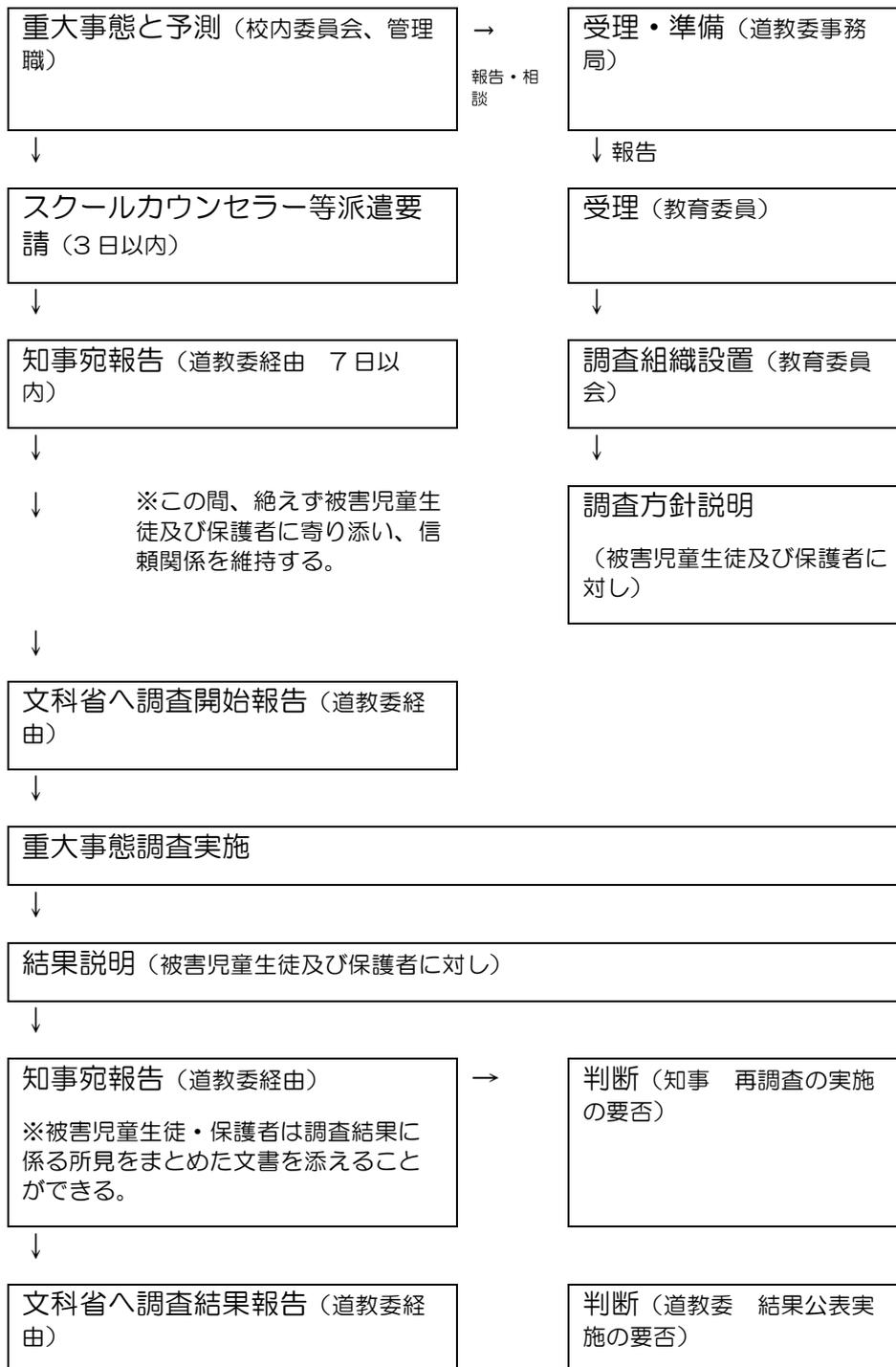
- ・ 幼児児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 高額の商品を奪い取られた場合

(イ) 幼児児童生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合

- ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・ 一定期間、連続した欠席がある場合

イ 重大事態が予測される場合の報告、調査協力

学校が重大事態に至るもしくは相当することが判断された場合、直ちに十勝教育局及び本庁に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力する。



(4) いじめの解消とその後の対応

いじめの解消は、

①いじめに係る行為が止んでいること

(行為が止んでいる状態が相当期間継続していること。少なくとも3か月間を目安とするが、被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合もあり得る)

②被害幼児児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する)

をもって解消と判断する。

一旦は解消したと判断された事案であっても、いじめの再発防止のため、関係した幼児児童生徒の観察を注意深く継続し、保護者からの聞き取りを入念に行う。

(5) いじめに関する引き継ぎ

いじめを受けている幼児児童生徒が進級や進学、転学後に再び被害に遭う恐れもある。いじめの解消の有無にかかわらず、当該幼児児童生徒の進級の際には情報の引き継ぎを必ず行う。また、進学、転学先の学校間での引き継ぎも同様に行う。

附則

このR5改訂版は令和 5年 8月30日交付する

このR5改訂版は令和 5年 9月 1日施行とする。